

委員より、国庫負担金において補助金等の削減がなされているが、その分六十一年度予算でどういふ見込まれているかとの質疑があり、理事者より、制度改正前と後と推計するとトータルで一億五千四百万円強になり退職者部分が入ってくるのでそれと相殺すると七千五百万円強になるとの答弁がありました。

続いて、今年度の国の改正に対する財源補てんの今後の運動についての質疑に対し、理事者より、財源の補てんの陳情、要望については市長会等で強行に運動しており六十一年度も引き続き運動していく考えであるとの答弁がありました。

また滞納の関係において市民税と国保税と電算化による一本化して徴収できる体制より委託とするより徴収方法を考えなければならぬ段階に果てていると思う。

その点について積極的に検討願いたいとの要望があった後、お諮りいたしましたところ異議があり、起立により採決しましたところ賛成多数で本案と原案とより可決するべしものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告となり御決定くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(森田治男君)

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者、十一番原敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第十七号 昭和六十一年度福王市国民健康保険特別

会計予算について反対討論を行います。

この国保特別会計は、議案第九号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づいて組まれた予算です。議案第九号の反対討論で述べまし

たように国庫補助金削減に主たる原因があるといえ、国保税率を二八・八%アップし被保険者の負担増を盛り込んだこの予算に反対するものです。助産費の

三万円増額については被保険者の要求であり、この増額について反対するものではありません。しかし、助産費の増額と税率アップが組み込まれている本予算は税率アップにウエイトが多く占められ、これによって被保険者全体に多大の影響

と承ります。

今後、国や都に於て国民健康保険特別会計の健全なる運営のため、国庫補助金の削減をやめさせることはもちろん、国庫補助金の増額となるよう運動を強めていただくよう申し述べ、簡単にですが、私の反対討論といたします。

○議長(森田治男君) 以上で討論を終わります。

これより議事第十七号について起立により採決いたします。

本席に於ける委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本席は委員長長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

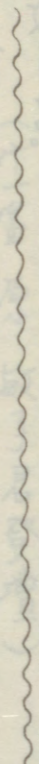
(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議事第十七号は、委員長の

報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩



午後一時六分 開議

○副議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十九議事第十八号 昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計

予算を議題といたします。

本席については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告と

を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので議事第十八号について審

査報告をさせていただきます。

ひか、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

本席は審査に当たって理事者より詳細な説明を受けた後、質疑に入りまし
たところ、委員より、医療費交付金において予算にあらわれたい一部負担金の
額及び今後一部負担金の値上げされたとした場合の予想額についての質疑が

あり、理事者より、一部負担金は当初予算において千五百五十六千円であり、今後値上げされた場合は三千七百六十万円程度の推計額になるとの情報を得て、いろいろの交渉がなされました。

また委員より、患者の一部負担金の関係も国会で審議されると思うが、これが患者負担にはね返らないような政策をとられたいとの意見により、本予算には賛成できないとの反対意見がありましたので、起立により採決をいたしましたところ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告といたします。

○副議長(仲村清信君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者、十一番

原敏子君。

(十一番 原敏子君登壇)

○十一番(原敏子君) 議事第十八号 昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計について反対討論を行います。

この特別会計は老健法が施行され老人医療費の有料化を実施したことによりできたものです。昭和五十八年二月に老健法が施行されて三年です。それにより老人医療費の患者負担が大幅に値上げしようとするものです。この特別会計を組むに当たって患者負担金をベースにしています。老健法の改悪が今国会で工程され審議されていますが、このような老人医療費の患者負担の大幅な値上げは六年寄りという家族はもとより医師会まで反対をしております。六年寄りの命と暮らさるるために何市長は断固とした反対の態度をとってほしいと思います。単紙に計算しても初診料で二五倍、一年間入院したら十倍となる六年寄りの医療費負担の改悪は許せるものではありません。いよいよ六年寄りにあもしをかりていくこのような六年寄りいじめの老健法の改悪について私は断固反対するものです。

この特別会計は、今述べましたように、六年寄りの医療費負担を大幅に引き

上げるものとして私は反対するものです。市長として、お年寄りの医療をうつため
に全力を尽くしてこの改悪を阻止していただきたいとお願ひいたしまして、簡単ですが、
私の反対討論といたします。

○副議長(仲村清信君) 以上で討論を終わります。

これより議案第十八号について起立により採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第十八号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君) 日程第二十二議案第十九号 昭和六十二年度福生市福生

都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算と議題といたします。

本会に付する建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

告を願います。

(建設委員長 不村徳藏君登壇)

○建設委員長(不村徳藏君) 御指名をいただきましたので議案第十九号につい

て審査報告をさせていただきます。

ひが、お手元へ御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず審査に当たり理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、換地精算徴収金の分括納入についての質疑があり、これに対して
五十八年度の換地処分段階で希望をとう行っており分括納入でいかなるを得な
いとの答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきもの
と決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げ、審査
報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第十九号について採決いたします。

本会に対して委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、委

員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君) 日程第二十一議案第二十号 昭和六十二年度福生市下水

道事業会計予算を議題といたします。

本会については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 不村徳藏君登壇)

○建設委員長(不村徳藏君) 御指名をいただきましたので議案第二十号の審査報告

をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の主なものとして、下の川改修事業の設計委託料と六十年年度の調査

委託料の関係及び設計業者の選定方法について、下の川周辺のわき水の利用

について、多摩川上流域下水道建設事業負担金約二千八百万円の計上につ

いての発言がありました。

これに對して、下の川改修事業の設計委託料は六十年年度に行った事業対策
に向ける基金と市街地との因果関係の調査と踏まえての設計費である。業者
選定は調査を行った業者も含めて入札を行うものである。わき水の利用につい
ては実現できるよう取り組むたい。

下水道建設事業負担金は、今回の計画は総事業費十億四千百万円であり、
国、都、市町村が負担し、当市負担分は約二千八百万円となるもので、六十二年

予定している建設事業は予算にすべし計上している。

このような答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお本日の本会議冒頭に報告がありました数々の訂正の件については、委員会として了承しておりますので一言申し述べておくものでございます。

何とが当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君)

以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第二十号について採決いたします。

本会における委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会では委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君)

御異議なしと認めます。

よって議案第二十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君)

日程第二十二議案第二十号昭和六十二年度福生市受託水道

事業会計予算と議題といたします。

本会については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君)

御指名をいただきましたので議案第二十号の審査報告

とさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。質疑の主なものとして、配水管新設工事の内容について、有収率の改善度合いに

つて。当初予算が補正第三号より八百六十二万円の減となった理由について。石綿管とすべて鑄鉄管にかえるための年数について等々の発言がありました。

これに對して、都と調整の上、新設道路及び重要な既存道路については給水管の引き込み状況と勘案して行っており、有収率は昨年度が八六％であり、本年一月現在八七・七％で若干改善されてゐる。八百六十二万円の減は、六十年度で行った浄水場の機械整備等で、なくなったための減である。石綿管はすべて取りかえには移設がえによる鑄鉄管への取りかえも含めて十年程度予定している。

このよう回答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべしものと決定した次第であります。

何とぞ、ご委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第二十一号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十一号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君) この際、日程第二十三及び日程第二十四の二件を一括して上程いたします。

日程第二十三請願第六十一号「非核・平和福生市宣言」制定に関する請願書
日程第二十四請願第六十一号「福生市に非核都市宣言を求める」請願書
の二件を一括して議題といたします。

本二件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がありましたので、ただいま議題となっております
請願第六十一三号及び請願第六十一四号につきまして一括して審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

まず請願第六十一三号につきましては、昨年九月定例会第二日目の本会議で付託され、九月十日に審査をしたわけであります。

委員より、当市ではすでに昭和四十五年と原水爆の脅威から住民を守るため世界平和都市宣言を行い、市庁舎の前にも平和像が建立されている。この請願書との関係とさらに研究する必要がある。また、横田基地における核問題は限定されておらない問題であり、核攻撃指令通信施設等についても検討すべき点もあり、継続されたいとの意見があり、また本請願の内容や時代の流れからすれば宣言とすべきである。また戦争の恐ろしさを若い世代に受け継ぐためにも本請

願書を採択すべきであるとの意見があり、当日は賛成多数で継続して審査することと決定をいたしました。

続いて十二月十九日には九月定例会最終日に付託となった請願第六十一四号もあわせて審査したわけであり、

冒頭に事務局より他市における宣言または決議の状況報告があり、各委員より前回と同趣旨の発言がなされ、結論に達せず賛成多数で継続審査と決定をいたしました。

続いて十二月十六日に審査を行ったわけですが、前回同様の審議経過をたどって継続となった次第でございます。

さらに三月十七日におきまして、すでに二十六市中二十市で同様の宣言を行っており、平和を願う市民が多数いることを考えれば請願を採択して宣言すべきである。あるいは当市では四十五年と世界平和都市宣言と、また五十六年には非核三原則堅持の意見書も提出済みであることから考え、改めて宣言する必要があるのではないかとの意見もあり、両請願書について起立による採決いたしましたところ、採択に賛成が少数で不採択とすることに決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 総務委員長にお尋ねしたいんですが、さうしますと今ずっと経過報告がありまして三月十七日の総務委員会では昭和四十五年の、ここに書いてありますが、世界中平和宣言、五十六年に非核三原則堅持の意見書を出しているので、本請願は必要ないというふうな、さういうふうな報告があったというふうに聞かれました。これは具体的にどうでは、たださういうふうなことで、さういふふうな下採択になったんでしようか。

例え、もとをたどって言えば、世界中平和宣言でさういふことをしているから今回のこの請願については全然やる意味がないみたい、何か今お伺いしているところ、さういふふうな、さういふ理由で二つだけにあるのかどうなのか、さういふところをはつきり聞かせていただきたいと思うんですが……。

○七番(井上寅吉君) 先ほど報告の中で申し上げてあるとおりが一部始終でございます。

ただいま原議員の質問にあることは先ほど申し上げたとおりでございます。

○十一番(原 敏子君) 九月十日にまず一回目の総務委員会が開かれました。この中には横田基地の核問題は限定されていないと。さういうふうな経過がその後の委員会でもあったんだというふうな報告だったというふうに思うんですが、九月十日に核問題は限定されていないということではつきり言われておりますけれども、十一月の十二月の、さうしてまた三月の各総務委員会ではこれらの言葉は出ましたでしようか。

○副議長(仲村清信君) 暫時休憩いたします。

午後一時二十九分 休憩

午後一時三十二分 開議

○副議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○七番(井上寅吉君) お答えいたします。

非核平和宣言に反対という意見は一つもございません。ただすでに立派な平和宣言が行われているので、今仰せられているような重ねてやる必要はないというところで不採択としたわけでございます。(異議なしと叫ぶ者あり)

○十一番(原 敏子君)

私の今の質問はそういうことではなくて、九月十日に行われた委員会の中で横田基地の核問題は限定されていないというふうな質疑があったというふうな報告が今委員長からあったわけですね。そういうふうな討論が十二月の委員会、十二月の委員会、また三月に行われた総務委員会の席でこういう意見が出たかどうかというところをお聞きしたんであります。答弁が違ふ。

○七番(井上寅吉君) 先ほど報告の中に申し上げてありますとおり、その態度同じような問題が出されております。

○二十四番(関 米吉君) ただいまの請願審査報告について委員長と一、二、ひとつ御質問申し上げたいと思います。

私は請願第六十一四号の紹介議員であります。したがって、この請願第六十一三と四というところで今一括審査報告が行われましたが、三については触れることを御遠慮申し上げます。六十一四号については二の審査報告について御質問をさせていただきます。

まず一つは、この六十一四の請願の趣旨説明におきまして、すでに非核平和福生宣言宣言という請願が本議会に提案されておりますけれど、ここに提案した六十一四

号の請願書は三号とは全然異なるものであるというより見解を私は幾つか申し述べまして委員会の審査をお願い申し上げたつもりであります。

とにかく、この六十一四の請願に当たりましては、ここには特に政治的ライデオロジーの主張は全くないわけでございます。政党政治という枠を超えました本当に純粋に多くの市民の願いがこの請願には込められているものである。そういうことを前提に幾つかの理由を挙げてまして請願第六十一三号と六十一四号との違いを登壇させていたのだとしてる御説明申し上げたはずであります。

そして、それによりまして議長から、ただいまの請願紹介議員の説明について何か質問がございますかというふうな質疑の時間があったわけですが、原議員から一つの質問があっただけで、そのほかの議員の皆さん方からはそういった御質疑をちょうだいすることになったわけですね。でありますので紹介議員といたしましては、私の請願の趣旨が十二分に付託されました総務委員会においてしなやかに、慎重なる御討議が行われるものというふうにして期待してあったわけでありまして、

しかし、ただいまの総務委員長の御報告を拜聴しておりますと六十年の十二月十七日、前のものと一掃にやるといふ簡単な御報告があったのですけれど、この点に